

平成23年6月1日
武州ガス株式会社

平成23年「東北地方太平洋沖地震」等により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置の期間延長について

当社は、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、国の災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域内に避難されたお客さまに対して、平成23年3月31日にガス事業法第20条ただし書に基づく「供給約款等以外の供給条件」の認可を受け、ガス料金の特別措置を講じてまいりました。

現在もお客さまへの相当の影響が継続している状況を踏まえ、平成23年5月31日、関東経済産業局長に既認可の供給条件に代えて、下記の認可申請を行い、同日認可されました。

記

1. 適用対象

「東北地方太平洋沖地震」により災害救助法が適用された地域等において被災され、当社の供給区域内に避難されたお客さまで、当社にお申し出のあった場合に適用させていただきます。

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先における平成23年3月、4月、5月、6月、7月および8月検針分のガス料金について、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、お客さまのガス料金の支払期限を、平成23年3月検針分は6ヶ月間、4月検針分は5ヶ月間、5月検針分は4ヶ月間、6月検針分は3ヶ月間、7月検針分は2ヶ月間、8月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

<お問い合わせ先>

武州ガス株式会社

本 社 TEL 049-241-9000（代表）

料金グループ TEL 049-241-9015（直通）

（平日8：30～17：15）